

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 86 号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和 41 年岩手県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 2 条、第 4 条第 2 号及び第 30 条を除く。）中「地方振興局長」を「広域振興局長等」に改める。

改正前	改正後
<p>(貸付けの申請)</p> <p>第 2 条 母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。)第 13 条第 1 項及び改正政令附則第 4 条第 1 項に規定する資金（以下「母子福祉資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、母子福祉資金貸付申請書（様式第 1 号のア）に次に掲げる書類を添えて<u>地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>地方振興局長</u>が必要と認める書類</p> <p>2 母子福祉資金の貸付けを受けようとする法附則第 3 条に規定する父母のない児童は、前項各号（第 2 号を除く。）に規定する書類に母子福祉資金借受資格証明（様式第 6 号のイ）を添えて<u>地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(保証人の資格)</p> <p>第 4 条 政令第 9 条第 1 項の規定による保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県内に 1 年以上居住し、かつ、原則として申請者の居住地を所管する<u>地方振興局</u>の所管区域内に居住していること。</p> <p>(保証人の資格)</p> <p>第 30 条 政令第 38 条において準用する政令第 9 条第 1 項の規定による保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県内に 1 年以上居住し、かつ、原則として申請者の居住地を所管する<u>地方振興局</u>の所管区域内に居住していること。</p>	<p>(貸付けの申請)</p> <p>第 2 条 母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。)第 13 条第 1 項及び改正政令附則第 4 条第 1 項に規定する資金（以下「母子福祉資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、母子福祉資金貸付申請書（様式第 1 号のア）に次に掲げる書類を添えて<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「<u>広域振興局長等</u>という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>広域振興局長等</u>が必要と認める書類</p> <p>2 母子福祉資金の貸付けを受けようとする法附則第 3 条に規定する父母のない児童は、前項各号（第 2 号を除く。）に規定する書類に母子福祉資金借受資格証明（様式第 6 号のイ）を添えて<u>広域振興局長等</u>に提出しなければならない。</p> <p>(保証人の資格)</p> <p>第 4 条 政令第 9 条第 1 項の規定による保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県内に 1 年以上居住し、かつ、原則として申請者の居住地を所管する<u>広域振興局又は地方振興局</u>の所管区域内に居住していること。</p> <p>(保証人の資格)</p> <p>第 30 条 政令第 38 条において準用する政令第 9 条第 1 項の規定による保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県内に 1 年以上居住し、かつ、原則として申請者の居住地を所管する<u>広域振興局又は地方振興局</u>の所管区域内に居住していること。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式（様式第 1 号のア、様式第 37 号のウ、様式第 42 号及び様式第 45 号のアを除く。）中「地方振興局長」を「広域振興局長」に改める。

様式第 1 号の「ア」中「地方振興局受付年月日及び番号」を「広域地方振興局又は地方振興局受付年月日及び番号」に、「地方振興局長」を「振興局長」に改める。

様式第 37 号のウ中「地方振興局」を「広域地方振興局又は地方振興局」に改める。

様式第 41 号を次のように改める。  
様式第 41 号 (第 27 条関係)

岩手県 年度 納入通知票・納付票・領収票

納付番号				
確認番号		納付区分		
経理		会計		出納
調定番号				
納入義務者				
	様			
摘要				
	現金・証券別	証券番号		
担当課				

金額	
納入期限	

上記のとおり納入してください。

年 月 日

印

領収日付印

(払込者用)

様式第 42 号中「地方振興局保健福祉環境部出納員」を「 振興局保健福祉環境部出納員」に改める。  
 様式第 43 号のアを次のように改める。  
 様式第 43 号のア（第 27 条関係）

77

公

通常払込料金  
加入者負担



岩手県  年度 領収済通知票

加入者名	<input type="text"/>	口座番号	<input type="text"/>	金額	<input type="text"/>	円	
収納機関番号	<input type="text"/>	納付番号	<input type="text"/>	確認番号	<input type="text"/>	納付区分	<input type="text"/>
経理	<input type="text"/>	会計	<input type="text"/>	出納	<input type="text"/>	領収日	<input type="text"/>

34

摘要	証券の種類 証券振出日	証券番号 調定番号
	担当課	
納入義務者	<input type="text"/>	

様

領収日付印
<input type="text"/>

(岩手県出納長等用)

様式第 45 号の「地方振興局保健福祉環境部出納員」を「振興局保健福祉環境部出納員」に改める。  
 様式第 46 号を次のように改める。  
 様式第 46 号（第 27 条関係）



通常払込料金  
加入者負担



収納票

加入者名 口座番号					年度
納付番号					
経 理		会計		出納	
金 額					
納入期限					
摘 要					
納入義務者					
様					
担 当 課	領 収 日 付 印				

(金融機関用)

## 附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて作成されている調定票等の書類及び納入義務者に送付されている納入通知票等の書類は、この規則による改正後の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により作成され、及び送付された書類とみなす。
- 3 改正前の規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。